

令和 4 年度

長野県地域防災計画修正（案）概要



令和 5 年 2 月 13 日（月） 長野県防災会議

# 【はじめに】 長野県地域防災計画について

災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、  
県の実情に即して、県や関係機関等の防災に関する  
対応の基本的な事項について定める計画。長野  
県防災会議において作成。

昭和38年3月22日作成、今回で58回目の修正

# 【はじめに】 長野県地域防災計画の構成

- ① 風水害対策編（約400頁）
- ② 震災対策編（約250頁）
- ③ 火山災害対策編（約170頁）
- ④ 原子力災害対策編（約20頁）
- ⑤ その他災害対策編（約120頁）  
（雪害/航空災害/道路災害/鉄道災害/危険物等災害/  
大規模な火事災害/林野火災）

# 修正項目

- 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正
- 南海トラフ地震臨時情報への対応を踏まえた修正
- その他 ～関連する法令の改正や最近の施策の進展等を踏まえた修正～

<修正までの経過>

- ◆ 静岡県熱海市土石流災害発生 R3.7
- ◆ 南海トラフ地震臨時情報への対応の検討 R4.2～
- ◆ 防災基本計画の修正 R4.6

# 盛土による災害の防止に向けた対応

令和3年度に発生した災害  
を踏まえた修正

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、**危険な盛土**が確認された場合は、速やかに**是正指導**を行うとともに、**住民への周知**を図ることを記載

(参考) 盛土の規制に係る国・県の動き

- R3.8~12 国からの依頼に基づき、県内で**盛土総点検**を実施  
→直ちに土砂災害が発生する危険な盛土は無し
- R4.5.27 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(**盛土規制法**)  
公布 (R5.5.26施行)
- R4.7.11 **長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例** 公布  
(R5.1.1施行)

# (参考) 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の概要

土砂等の盛土等を行おうとするみなさまへ

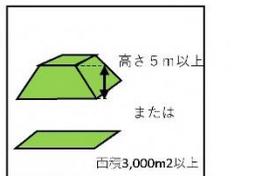
長野県 

## 土砂等の盛土等には許可が必要です ～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

### 1 許可が必要な盛土等

- 許可の対象
  - ・面積が3,000m<sup>2</sup>以上又は高さが5m以上の盛土等
- 許可が不要な盛土等
  - ・国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
  - ・法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
  - ・非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
  - ・高さが1m以下の盛土等
- 対象となる盛土等



### 2 盛土等を行う者の主な責務と罰則

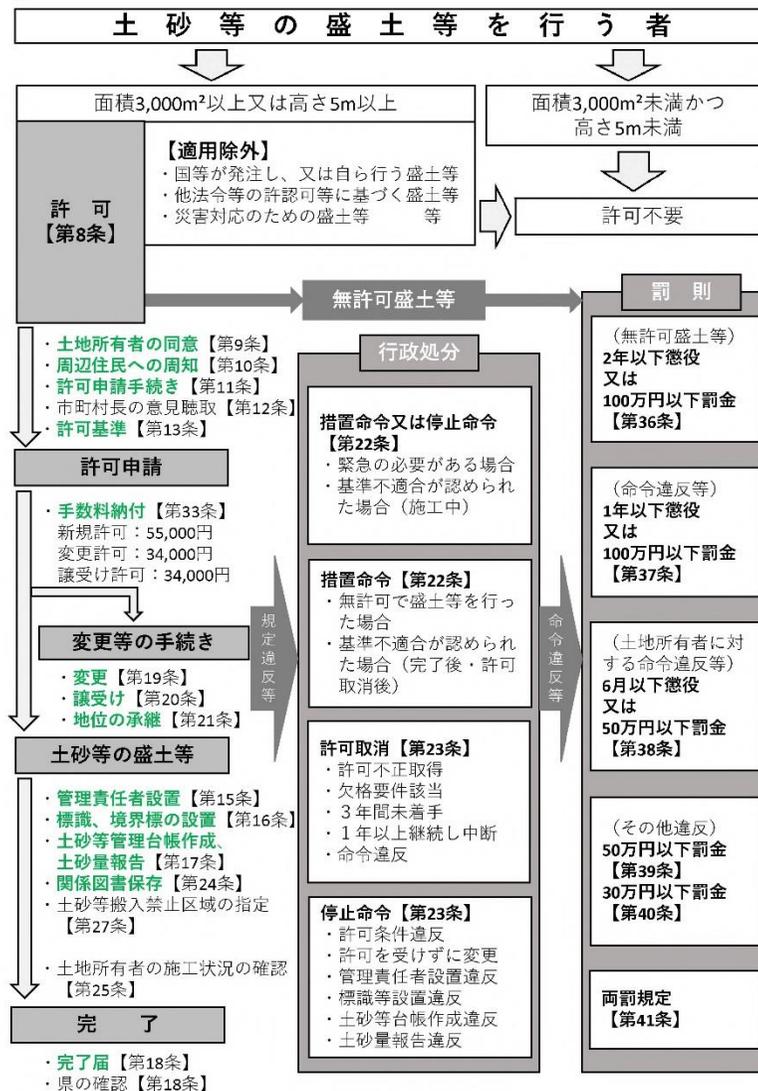
- 土地の所有者の同意
  - ・許可を受けようとする者は、盛土に係る事業内容を土地の所有者に説明し、同意を得なければなりません。
- 周辺の住民に対する説明会の開催
  - ・許可を受けようとする者は、盛土に係る事業内容を周辺の住民に周知するため、説明会を開催しなければなりません。
- 盛土等の構造の基準への適合
  - ・盛土等の形状及び地下水等の排除、擁壁設置等に関する構造上の基準に適合する必要があります。
- 違反行為への罰則等
  - ・無許可盛土等及びこれらに対する措置命令違反等 ⇒ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金
  - ・許可基準違反に対する措置命令及び停止命令等 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
  - ・土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入 ⇒ 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
  - ・土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等 ⇒ 50万円以下の罰金
  - ・軽微変更届出、完了届出義務違反等 ⇒ 30万円以下の罰金

### 3 手数料

対象の申請	新規許可	変更の許可	譲受けの許可
1件あたりの金額	55,000円	34,000円	34,000円

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課  
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幡下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

## 条例の概要図



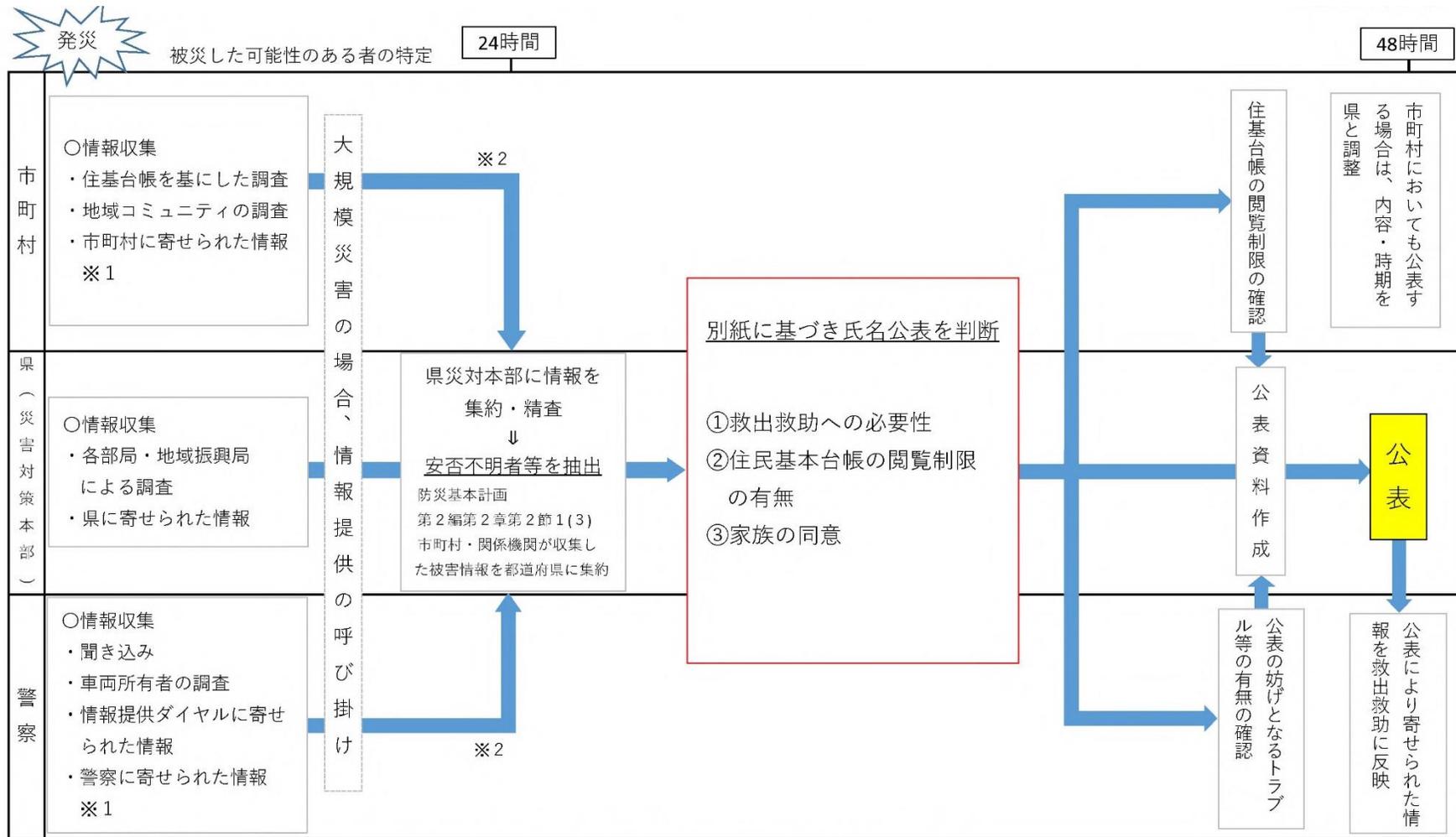
# 安否不明者等の氏名等公表

令和3年度に発生した災害  
を踏まえた修正

○令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害において、**安否不明者の氏名等を公表**し、広く情報を募ったことで人命の**救助活動の効率化・円滑化**につながった事例を踏まえ、以下の内容を記載

- ① 平時からの安否不明者等の氏名等公表に係る 手続等の整理
- ② 安否不明者に係る積極的な 情報収集
- ③ 災害時の氏名等公表による速やかな 安否不明者等の絞り込み

# (参考) 安否不明者等に対する対応



※1 家族から情報が寄せられた際や調査の上で家族と接触した際に必要に応じ氏名を公表する旨を説明

※2 長野県個人情報保護条例第4条第3項第3号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないとき」に基づき情報を収集

- 学校において、消防団員等の**災害経験のある者が参画**した**防災教育の推進**に努めることを記載
- 避難情報の発令**の判断にあたり、専門的な知識が乏しい市町村において、**気象防災アドバイザー等**の専門家による**技術的な助言を活用**することを記載

# 南海トラフ地震臨時情報への対応 に係る修正の趣旨

南海トラフ地震臨時情報  
への対応

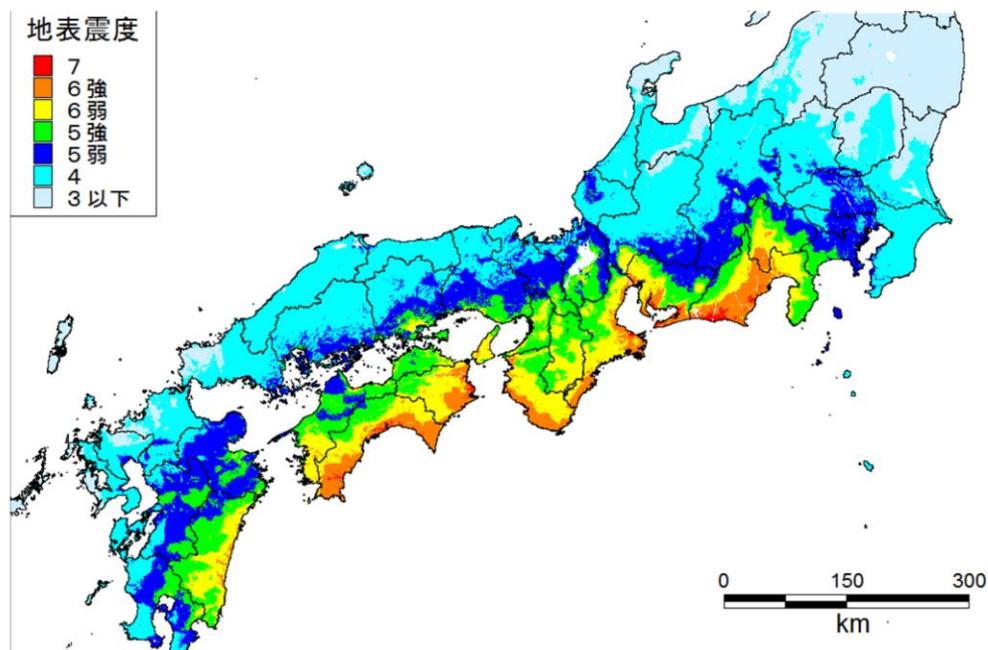
- 「**南海トラフ地震臨時情報**」が発表された際の防災対応を円滑に実施するため、県及び南海トラフ地震防災対策推進地域の**34市町村**において、**初動における防災対応**を改めて確認するとともに、基本的な対応を整理
- 南海トラフ地震による**人的・物的被害の軽減**を図ることを目的として地域の実情に応じた対策推進のための県・市町村の後発地震に対する警戒措置等の**標準的(スタンダード)な対応**を作成
- この対応を地域防災計画に反映するとともに、いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震への対応に活用する。

- 「**南海トラフ地震臨時情報**」が発表された際の後発地震に備え、**防災上重要な施設**（道路、河川等）や**多数の者が出入りする施設**（学校、社会福祉施設等）に係る対策を記載
- 第6章第4節「**広報計画**」について、南海トラフ地震臨時情報発表時に県及び市町村が**住民、観光客、企業等へ呼びかける内容**を整理の上、記載

# (参考) 南海トラフ地震の被害想定－全国

## 全国の被害想定

死者・行方不明者数	約33.2万人
全壊棟数	約250万棟
資産の被害額	約169.5兆円
経済活動への影響	約44.7兆円



引用：内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月・平成25年3月公表）」

東北地方太平洋沖地震と比較すると…

死者・行方不明者数  
全壊棟数

約17倍  
約18倍

# (参考) 南海トラフ地震の被害想定ー長野県内

後発地震により南海トラフ地震（陸側ケース）が発生した場合

○人的被害

死者**180**人

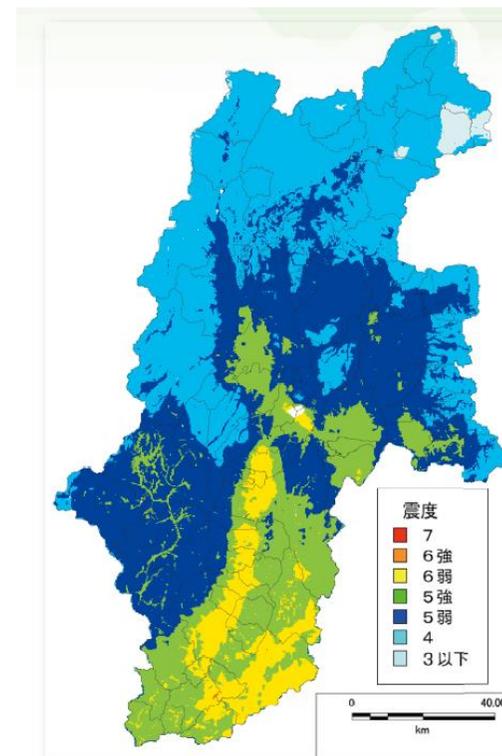
○建物被害

全壊**2,260**棟　うち　揺れ**1,260**棟　土砂災害**760**棟

液状化**240**棟

○避難者数

**59,690**人(被災2日後)



引用：第3次長野県地震被害想定調査報告書

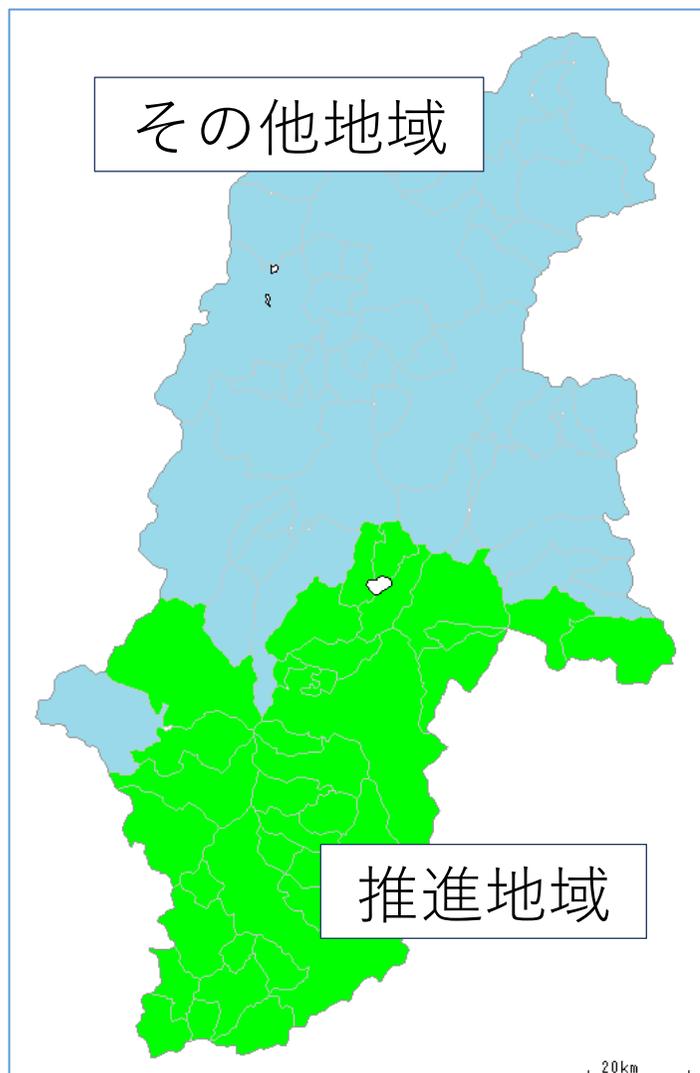
⇒ 住民、企業、行政が**後発地震に備える防災対応をとる**  
ことにより、被害を軽減させることが重要。

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

Working together to support one another

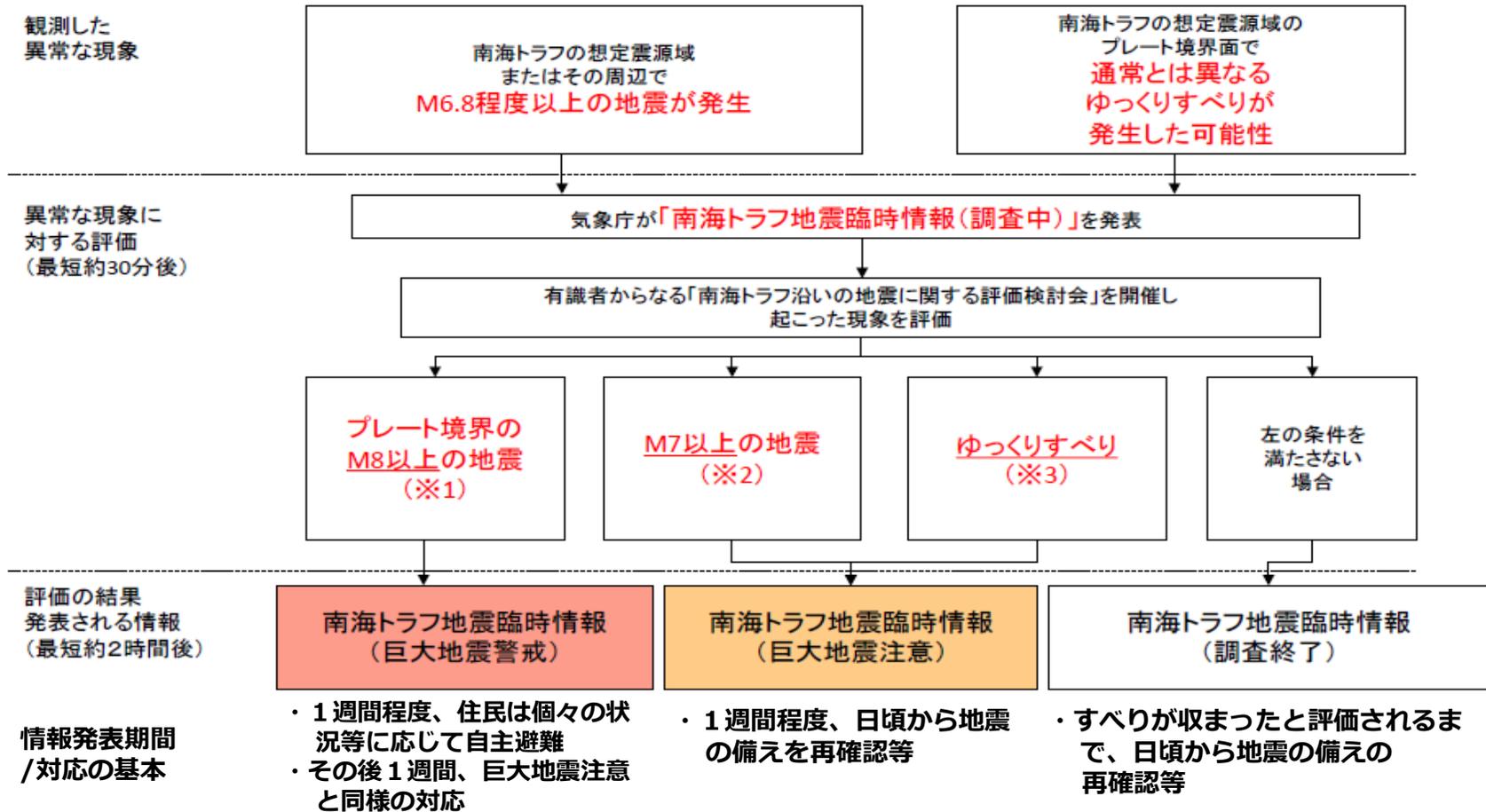
# (参考) 南海トラフ地震防災対策推進地域



南海トラフ地震特別措置法に基づき、  
震度6弱以上の揺れが想定される**県内34市町村**が  
「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定

地域	市町村
佐久	川上村、南牧村
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、
下伊那	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、
木曽	木曽町、上松町、南木曽町、大桑村

# (参考) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

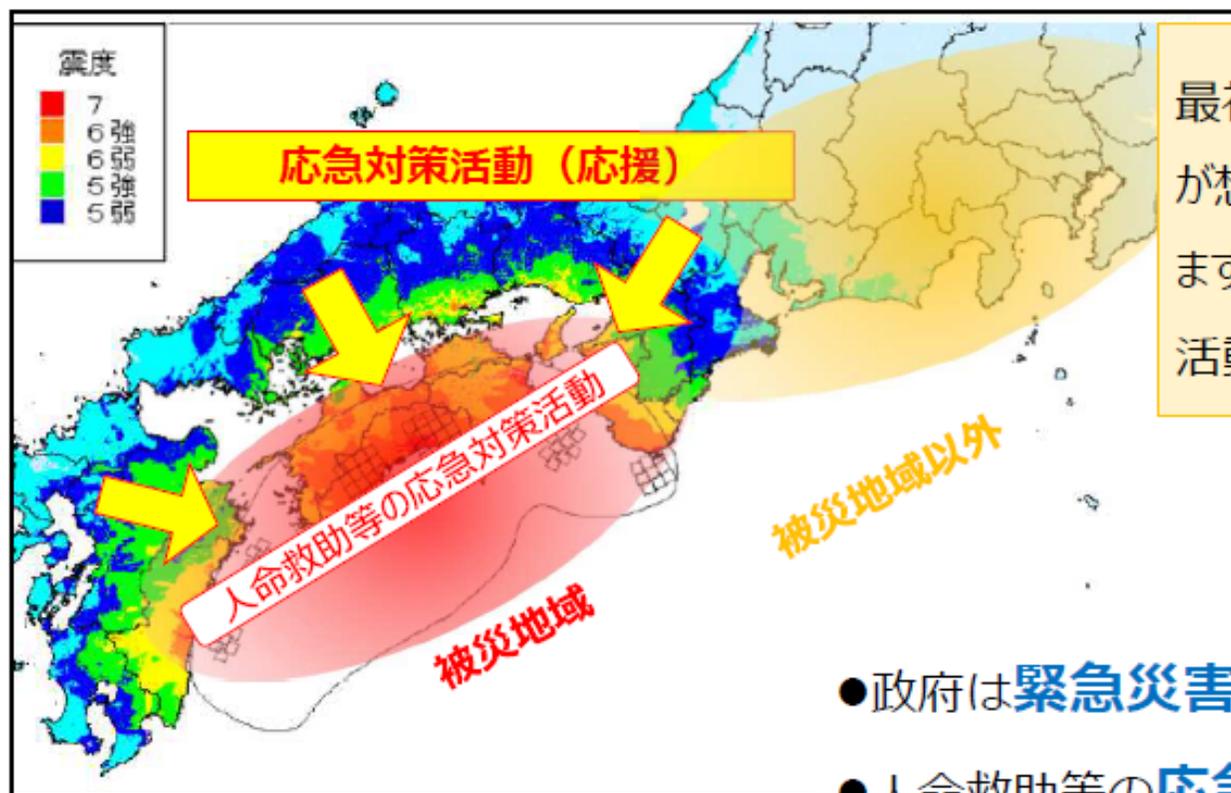


※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

# (参考) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 発表時の様相



最初の地震により甚大な被害が想定される。  
まずは、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続。

- 政府は**緊急災害対策本部等**を設置
- 人命救助等の**応急活動**を開始
- 南海トラフ地震臨時情報**を発表し、

後発地震への備えを呼びかけ 出典：内閣府

臨時情報発表時 → 平常時に比べ、**後発地震の発生の可能性**が相対的に高まっている。

## その他 ～関連する法令の改正を踏まえた修正～

### ○豪雪地帯対策特別措置法の改正

→ 除排雪時の人的被害防止のための命綱固定アンカーの設置の促進等

### ○航空法施行規則の改正

→ 緊急用務空域※の指定の依頼、同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整

#### ※緊急用務空域

警察、消防等の捜索、救助活動等を行う航空機の支障とならないよう、無人航空機の飛行を原則禁止する空域で、国土交通大臣が指定する

## その他 ～最近の施策の進展等を踏まえた修正～

### ○避難所における各種対策

→ 食物アレルギーへの配慮、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備

### ○防災行動計画（タイムライン）の作成

→ 各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成、同計画の効果的な運用等